

令和6年度2回目認定日本語教育機関の認定結果一覧

根拠規定略称説明
法：日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律
規：日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行規則
認：認定日本語教育機関認定基準
確：認定日本語教育機関の認定等に当たり確認すべき事項
指：認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針
ガ：出席管理及び在留継続支援体制に係る認定日本語教育機関の運営に関するガイドライン

○認定とした日本語教育機関

1	日本語教育機関名	あしかが日本語学校		
	機関所在地	栃木県足利市	設置者	清水 貴久
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	80
	設置課程	進学2年コース／進学1年6か月コース		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修	法 2条3項2号イ 認 10条 確 2(1)⑪	現在の研修計画は、新任教員を主たる対象とし、当該校における授業運営の円滑化を目的とした内容が中心となっているため、より系統的かつ段階的な人材育成の観点から、教員のキャリア形成に資する研修の導入が求められる。併せて、教育内容に関する課題（例：評価手法の改善、言語運用能力向上を目的とした授業実践、課題達成に向けた授業改善等）を明確化し、機関としてこれらの解決を図るために、授業内容及び方法の改善を目的とした研修を実施すること。	
	日本語教育課程の内容/授業科目/授業の評価	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2	課程の目標達成のための授業の内容や方法及びその評価を、綿密な計画のもと丁寧に実施することは確認できる。その具体的な評価方法、評価基準、評価ツールの選定・運用に関しては、達成すべき目標との関連性を明確にした上で評価基準の統一を図るとともに、生徒及び教員間での情報共有を十分に行い、評価の公平性・一貫性を確保すること。	
2	日本語教育機関名	BTS言語学院		
	機関所在地	千葉県船橋市	設置者	東和株式会社
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	100
	設置課程	進学2年コース／進学1年6か月コース		

	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
	日本語教育機関の経営に必要な知識又は経験を有する（法人の場合、経営を担当する役員）	法 2条3項1号ロ(2) 確 1(2)イ～ニ	添付書類(8)事業計画書で構想する収容定員数の変更計画について、申請要件、申請時期、変更希望時期を見越した届出及び変更内容の適正性の確認時期等を考慮した上で、当該事業計画を検討すること。
	情報を公表するための体制の整備	法 2条3項2号イ 法 3条1項 規 4条 認 9条	様式第8号における「日本語教育課程の授業科目及びその内容」について、項目は「有」となっているが、添付書類(31)情報公表の概要がわかる書類では授業科目の内容が主要教材の記載となっていることから、当該項目について適切に公表を行うこと。
	点検・評価及び結果を公表するための体制の整備	法 2条3項2号イ 法 8条1項 規 7条 認 9条 確 2(1)⑩	点検・評価の結果公表について、様式第8号に記載された時期と、添付書類(32)点検評価の実施概要がわかる書類の実施要領に記載された時期が異なっていることから、機関において定めた適切な時期に公表を必ず行うとともに、必要に応じて実施要領の修正等を行うこと。
	日本語教育課程の内容/授業科目/授業の評価	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2	様式第10-2号の到達目標や学習目標については、一部に言語活動として何ができるようになるかを十分に表しているとは見受けられない記載があることから、運用力の養成に見合った設定にするとともに、必要に応じてその到達目標、学習目標の設定に対応した評価指標となっているか確認すること。
	入学者の日本語能力等の確認	法 2条3項2号ハ 認 27条	進学1年6か月コースは、日本語能力をB2レベルまで引き上げるために入学段階でB1レベルから学習が開始される課程編成であることを踏まえ、日本語能力がA2レベルに満たない者が入学しないよう、外国の紹介機関等と連携して日本語能力や基礎学力を確認し、選考基準に達している者を適切に選抜すること。

3	日本語教育機関名	公益社団法人国際日本語普及協会（AJALT）		
	機関所在地	東京都港区	設置者	公益社団法人国際日本語普及協会
	設置課程分野	就労	合計収容定員数（人）	40
	設置課程	Japanese for Busy Peopleクラス／外交官プログラム		

	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
	日本語教育課程の内容/授業科目/授業の評価	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2	Japanese for Busy Peopleクラスの「話すこと（やり取り、発表）」・「聞くこと」は、Can do項目の評価やルーブリック評価により学習評価を行う計画であるが、恣意的評価とならないよう、事前に評価内容・基準について教員間で確実に共有を行うこと。また、修了要件等について、具体的かつ分かりやすい形で生徒と共有すること。
	修了の要件	法 2条3項2号ハ 認 28条 確 2(3)⑥ 指 5-2	

4	日本語教育機関名	JICE 日本語教育・就労支援センター		
	機関所在地	東京都新宿区	設置者	一般財団法人日本国際協力センター
	設置課程分野	就労	合計収容定員数（人）	415
	設置課程	はたらくための日本語		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	学則	法 2条3項2号 規 1条3項9号、2条	「日本語教育・就労支援センター 日本語教育プログラム実施規則 認定日本語教育課程（はたらくための日本語）にかかる補則」 4. (3) に規定する「申込者のキャンセル料」は、機関が想定している授業料返還規定を正確に記載していないことから、記載を適切に修正すること。	
	修了の要件	法 2条3項2号ハ 認 28条 確 2(3)⑥ 指 5-2	成績・修了要件に含まれる、各レベルの筆記試験の評価基準について、40％以上の正答で当該レベルの学習目標の達成が確認できる試験を実施する計画であるが、第三者からも分かり易い評価基準による試験の実施及びこれに伴う修了要件となるよう検討し、必要に応じて修正すること。 様式第10-2号の各授業科目「学習成果の評価・成績」に記載の修了要件では「パフォーマンス評価が平均C評価以上、筆記テストが平均得点40%以上」となっているが、様式第10-1号では出席率も含めることとなっている。また、授業への取組に対する評価は生徒へフィードバックを行う計画であるため、事前に設定した評価基準や修了要件を明文化し、生徒と共有すること。	

5	日本語教育機関名	東京明生日本語学院		
	機関所在地	東京都墨田区	設置者	学校法人朝日学園
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	320

設置課程	進学2年コース／進学1年9か月コース／進学1年6か月コース		
留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
日本語教育課程の内容/授業科目/授業の評価	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2	生徒が、設定されたレベル別の学習期間内でレベル別の学習目標に確実に到達するよう、各課程の特性に応じて到達目標や評価方法をより明確にした上で、その実施に当たっては事前に生徒と共有すること。	
修了の要件	法 2条3項2号ハ 認 28条 確 2(3)⑥ 指 5-2	学則別紙「成績評価、修了・卒業の認定について」には、各レベルの修了の認定に際して「修了試験80%、平常点20%の割合による100点満点で評価する」と記載されている一方、様式第10-2号には「中間試験・期末試験の平均点をベースに、出席率・授業態度・形成的評価の小テストの累積点を加点し評価する」と記載されており、学期内の評価が修了要件に含まれるか否か分かりにくい。ついては、成績評価と修了要件の関係を明確にし、あらかじめ生徒へ共有すること。	

6	日本語教育機関名	ミッドリーム日本語学校		
	機関所在地	東京都新宿区	設置者	一般社団法人日本外語教育会
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	880
	設置課程	大学院進学2年コース／大学進学2年コース／大学院進学1年9か月コース／大学進学1年9か月コース／大学院進学1年6か月コース／大学進学1年6か月コース		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	なし			

7	日本語教育機関名	至誠学院		
	機関所在地	静岡県榛原郡吉田町	設置者	株式会社至誠学院
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	100
	設置課程	進学2年コース／進学1年6か月コース		

	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
	日本語教育機関の経営に必要な知識又は経験を有する（法人の場合、経営を担当する役員）	法 2条3項1号ロ(2) 確 1(2)イ～ニ	開校する日本語教育機関経営と会社経営に係る業務や必要経費の区別を徹底し、日本語教育機関単体で成り立たせる運営・経営体制とすること。
	日本語教育課程の内容/授業科目/授業の評価	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2	各科目の成績及び学期ごとの成績判定を生徒へ適切に周知するとともに、修了要件についても公正公平を期するよう、評価方法を確実に生徒と共有すること。特に、ポートフォリオ評価のループリックについては、教員間でも評価のあり方に偏りが出ないよう、研修等で確認すること。
	修了の要件	法 2条3項2号ハ 認 28条 確 2(3)⑥ 指 5-2	

8	日本語教育機関名	ZEN国際学院		
	機関所在地	愛知県名古屋市	設置者	株式会社ZEN
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	100
	設置課程	大学・専門学校進学2年コース／大学・専門学校進学1年6か月コース		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	日本語教育機関の経営に必要な知識又は経験を有する（法人の場合、経営を担当する役員）	法 2条3項1号ロ(2) 確 1(2)イ～ニ	受入対象国や教員の賃金体系について、設置者と校長の間で認識の相違や不明瞭な点が見受けられたことから、十分に認識のすり合わせを行い、共通の認識を持って適切な機関運営を行うこと。	
	校長	法 2条3項2号イ 認 4条 確 2(1)①		

点検・評価及び結果を公表するための体制の整備	法 2条3項2号イ 法 8条1項 規 7条 認 9条 確 2(1)⑩	エビデンスの有無、適否によって評価する仕組みになっているが、点検・評価書類にエビデンスを記載する欄、及び適否に至った根拠を記載する欄が設けられていないため、根拠に基づく点検・評価が可能となるよう様式を改善すること。
校長と主任教員を同じ者が担当する場合	法 2条3項1号ロ(2) 確 2(1)⑥	授業担当はないものの校長が主任教員を兼務する体制であることから、安定した機関運営のため、急病や事故等の不測の事態に備え、対応方策を早急に整えること。
授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修	法 2条3項2号イ 認 10条 確 2(1)⑪	授業の内容及び方法の改善のため、自校の教育課程のデザインを踏まえた、Can do、ルーブリック、主観的評価といった評価全般に関する計画的な研修を実施すること。また、校長及び主任教員向けの研修を含めた、より段階的な研修を実施すること。
日本語教育課程の内容/授業科目/授業の評価	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2	コース間で日本語能力の到達レベルは同一であるが、授業科目によりレベル別学習目標のCan doにおいて差異を設けているところ、教員や生徒が共通認識を持てるよう、より分かりやすくするなど工夫するとともに、十分な周知や説明を行うこと。また、自己評価シートやルーブリック等の評価方法や基準についても、透明性と一貫性を確保するため、教員間で十分に協議し、事前に教員や生徒と共有すること。
入学者の募集	法 2条3項2号ハ 認 26条	英語での対応があることから、一定の英語力がある者を選考するとし、海外の紹介機関にもその旨を説明しているとのことであるが、募集要項や入学者の選考基準等の関連資料に明記し、入学を希望する者に対して適切に情報を提供すること。また、生徒の母語による支援が可能な体制の充実に努めること。
生活指導担当者等	法 2条3項2号ニ 認 32条 確 2(4)①	

9	日本語教育機関名	中部福祉保育日本語専門学校		
	機関所在地	愛知県豊川市	設置者	学校法人さわらび学園
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	40
	設置課程	進学1年コース		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	なし			

10	日本語教育機関名	京都民際日本語学校		
	機関所在地	京都府京都市	設置者	株式会社京都民際
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	813
	設置課程	進学2年課程／進学1年9か月課程／進学1年6か月課程／進学1年3か月課程／進学1年課程／就職2年課程／日本語・文化2年課程		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	日本語教育課程の内容/授業科目/授業の評価	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2	Can doの観点から到達度評価を行うカリキュラムと最終評価に用いるルーブリックが一貫性を持つような評価方法に努めること。	

11	日本語教育機関名	蒼国際学院		
	機関所在地	大阪府大阪市	設置者	株式会社蒼学園
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	100
	設置課程	進学2年コース／進学1年6か月コース		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	校長と主任教員を同じ者が担当する場合	法 2条3項1号ロ(2) 確 2(1)⑥	共同設置代表者である校長が主任教員を兼ね、週4時間の授業も担当しているところ、開校3年後の交代を見据えて副校長を、また主任業務の補佐として副主任を配置しているものの、校長兼主任教員に業務が集中することは明白である。校長及び主任教員の果たす役割の重要性を鑑み、副校長を校長の任に堪える人材に育成する等により、3年後の校長交代計画が確実に実行されることを求める。	

12	日本語教育機関名	大阪なにわ日本語学校		
	機関所在地	大阪府大阪市	設置者	see sea株式会社
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	80
	設置課程	進学2年コース／進学1年6か月コース		

	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
	点検・評価及び結果を公表するための体制の整備	法 2条3項2号イ 法 8条1項 規 7条 認 9条 確 2(1)⑩	点検・評価項目のうち、「認定日本語教育機関の理念、教育目標、目指す学生像に関すること」については、それらが明確に定められ、公表・周知されているかという観点で点検・評価を行うとしているが、変化する社会のニーズや生徒に合致しているか等、その内容の適正性も確認すること。

13	日本語教育機関名	みなと日本語学校		
	機関所在地	大阪府大阪市	設置者	株式会社 X a n t h e
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	100
	設置課程	進学2年課程／進学1年6か月課程		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	日本語教育機関を運営するための経済的基礎を有する	法 2条3項1号ロ(2) 確 1(1)イ～ハ	学校経営に必要なとなる資産の多くを借入金でまかなっていることから、生徒募集の状況により、設置者が必要に応じて増資するなど適切な経済的基礎の管理に努めること。	
	日本語教育機関の経営に必要な知識又は経験を有する（法人の場合、経営を担当する役員）	法 2条3項1号ロ(2) 確 1(2)イ～ニ	募集状況に応じて生徒の母語又は十分に意思疎通できる言語で対応できる体制を充実させること。	
	校長と主任教員を同じ者が担当する場合	法 2条3項1号ロ(2) 確 2(1)⑥	校長が主任教員を兼務するため独自に教務副主任を置くこととしているところ、校長及び主任教員の果たす役割の重要性に鑑み、教務副主任を主任教員の任に堪える人材に育成する等により、開校2年後を目処に主任教員交代計画が確実に実行されることを求める。	

14	日本語教育機関名	WBPアカデミー日本語学校		
	機関所在地	兵庫県尼崎市	設置者	WBPアカデミー株式会社
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	100
	設置課程	進学2年課程／進学1年6か月課程		

	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
	学則	法 2条3項2号 規 1条3項9号、2条	学則第3章11条について評価の実態にそごがないよう修正すること。また、第6章で用いられる「学生納付金、学費、授業料」の用語を整理すること。
	授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修	法 2条3項2号イ 認 10条 確 2(1)⑪	経験がない又は浅い教員もいることから、様式第6－7号に記載されている研修に加えて、生徒の自律的学習能力の養成に向けて日々の教育活動がより効果的になるように、Can doステートメントの有効な活用方法や生徒による自己評価の生かし方、ループリック評価表の作成方法、ポートフォリオ評価、自律学習を促進する方策などについても研修を計画・実施することを求める。
	日本語教育課程の内容/授業科目/授業の評価	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2	機関の設置趣旨を踏まえて、目標となる日本語コミュニケーション能力を養うために、指導内容や指導方法などについては、主任教員を中心に教員間で十分に共有した上で実施すること。 評価の方法が、月ごとの試験、半年に一度の定期試験、毎日の授業の平常点及び自己評価であるため、評価について教員間で確実に情報共有を行い、適切な評価が行われることを求める。 添付書類(23)として提出された自己評価のためのシートやループリック評価のシートについては、「日本語総合」内の科目や単位ごとにCan doで目標を適切に設定した上で、それに見合った評価ができるものに加筆・修正すること。また、学則第11条にあるポートフォリオ評価についてはその在り方を十分に検討し、活用方法を教員間で確実に共有すること。

15	日本語教育機関名	岡山外語学院		
	機関所在地	岡山県岡山市	設置者	学校法人アジアの風
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	400
	設置課程	進学2年課程／進学1年9か月課程／進学1年6か月課程／進学1年課程		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	入学者の募集	法 2条3項2号ハ 認 26条	課程修了時の到達目標について、4課程ともB2としているものの、進学1年課程/進学1年6か月課程でのB2は中上級レベル、進学1年9か月課程/進学2年課程でのB2は上級レベルと、同じB2でもその到達目標には違いのある点が学則には記載されているが、機関案内、入学案内（募集要項）等の入学希望者にとって重要な事前案内にはそれらの情報が明記されていない。課程の修業期間によって様式第10-1号に記載された教育課程の到達目標が異なっており、それによって進路も変わる可能性があるため、入学希望者が、示された到達目標から誤解なく自身の希望する進路へと向かえる課程を選択できるよう、より明確に課程の違いについて明記し伝えること。	

16	日本語教育機関名	やかげビジネスカレッジ日本語学校		
	機関所在地	岡山県小田郡	設置者	学校法人貝畑学園
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	80
	設置課程	就職準備2年コース／就職準備1年6か月コース		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	日本語教育課程の内容/授業科目/授業の評価	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2	当該設置課程の対象である就労を目指す生徒が習得を目指している到達レベルまで見通しをもって学べるよう、各コースの目的及び到達目標、学習目標に対応した教育内容（特に受験対策科目）について、具体的かつ分かりやすい形で明記するなど生徒への周知を徹底すること。	

17	日本語教育機関名	Japanese College福山		
	機関所在地	広島県福山市	設置者	株式会社AT HOME
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	80
	設置課程	進学2年コース／進学1年6か月コース		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	校長	法 2条3項2号イ 認 4条 確 2(1)①	認定日本語教育機関の校長として、生徒管理に関する事務のみならず、認定日本語教育機関の運営に必要な法令知識や識見をさらに深めること。	
	日本語教育機関の経営に必要な知識又は経験を有する（法人の場合、経営を担当する役員）	法 2条3項1号ロ(2) 認 1(2)イ～ニ	申請機関内において、学習の継続が困難である生徒に対しては、一定の水準に達するまで、担任教員が繰り返し補講を行う体制を計画していることから、教員の負担を考慮し、必要な体制の整備を行うこと。	
	学習上の支援体制	法 2条3項2号ニ 認 29条		
	日本語教育課程の内容／授業科目／授業の評価	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2	一部の授業科目の授業内構成や授業内時間配分について再検討するなどし、授業を適切に実施すること。	

18	日本語教育機関名	佐伯民際日本語学校		
	機関所在地	大分県佐伯市	設置者	株式会社京都民際
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	80
	設置課程	専門学校進学2年課程／専門学校進学1年6か月課程		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修	法 2条3項2号イ 認 10条 確 2(1)⑪	校長及び主任教員は、認定日本語教育機関で行う教育を含め日本語教育全体に関する識見を深め、系統的な研修計画を策定すること。	

19	日本語教育機関名	赤塚学園美容・デザイン専門学校		
	機関所在地	鹿児島県鹿児島市	設置者	学校法人赤塚学園
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	40
	設置課程	進学2年コース		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	なし			